

---

---

## 第7章 計画の推進・進行管理

---

---

# 第1節 計画の推進

## 1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、本計画で定めた基本理念である「個人を尊重し、人と人がつながり、住み慣れた地域で、その人らしい生活ができるまちづくり」を目指し、市民の自助・互助の考えを基本とするとともに、地域で様々な活動を行っている自主活動団体、介護や医療に関係する団体・事業者、あるいは生活支援に関わるサービスを提供している団体・事業者なども含めた連携体制による計画の推進を目指していきます。

市は、計画の趣旨や内容の周知に努めるとともに、介護保険の適正な運営や、介護予防を含む地域活動の活性化のための環境を整備します。

## 2 関係機関等との連携

計画の着実な推進には、行政のみならず、地域で活動しているさまざまな団体との連携が必要です。そのために、計画の目的や方向性を共有したうえで、定期的を開催している「地域ケア会議」や「小地域ケア会議\*」での意見交換や、医療・介護サービスに係る団体・事業者、生活支援、住まいに係る団体・事業者との協働による取組などにより、連携を推進します。

## 3 各種計画との連携

本計画は、高齢者に関する施策の指針として策定するものですが、市の長期的、総合的な行政計画である「立川市第4次長期総合計画」に沿った内容であるとともに、東京都が定める「東京都保健医療計画\*」との整合性を持った計画としています。

また、市が定める各種関連計画との整合性を図り、関連各課と連携して計画を推進します。

## 4 情報発信

本計画について、市民や関係団体・事業者への理解を深めるため、市広報やホームページ、出前講座などを通じて、積極的かつきめ細かな情報発信・広報活動を行います。

## 第2節 計画の進行管理

市は、第4章で定めた施策の進行管理を行うとともに、評価を実施し、市民や保健・医療・福祉の関係者で構成される「立川市介護保険運営協議会\*」（以下「協議会」という。）へ報告し、評価および検証内容を共有したうえで公表していきます。

### 1 評価および検証の実施

78項目の基本施策ごとの評価は、単に設定した数値目標の達成状況のみに着目するのではなく、実績数値に至った理由や原因、取組の実施過程での課題やその解決のために必要なことなどを考察し、新たな取組につなげていくことを目指します。

基本施策ごとの評価をもとに、基本目標の達成状況を評価します。

評価の頻度については、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づいて毎年度実施します。

市が行った評価および検証の内容は、協議会へ報告し、議論を踏まえたうえで、考え方を共有します。

### 2 評価の公表・報告

協議会での議論を経た施策の評価は、ホームページ等で公表するほか、必要に応じて国・東京都を含めた関係機関へ報告します。

公表に際しては、わかりやすさに配慮し、適切な情報提供に努めます。